

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 27日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県榛原郡吉田町川尻4000番地

氏名 富士フイルム（株）

後藤禎一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0548 - 32 - 7319

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士フイルム（株）吉田南事業場		
事業場の所在地	静岡県	榛原郡	吉田町川尻4000番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	390億円
③ 従業員数	700人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2の通り

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	有機性汚泥	620.250 t
	無機性汚泥	4,077.245 t
	廃油	19.148 t
	廃酸	1.289 t
	廃アルカリ	4.611 t
	廃プラスチック類	240.643 t
	木くず	215.690 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.540 t
	水銀使用製品産業廃棄物	0.501 t
	(これまでに実施した取組) ・再生利用ルート(有価物化)の開拓 ・資源化を推進するための分別活動の実施	
②目標	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	有機性汚泥	720.000 t
	無機性汚泥	4,200.000 t
	廃油	25.000 t
	廃酸	20.000 t

②計画	廃アルカリ	20.000 t
	廃プラスチック類	300.000 t
	木くず	300.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.000 t
	水銀使用製品産業廃棄物	1.000 t
	(今後実施する予定の取組) 分別の徹底による有価物化の拡大検討	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 複合素材品の手分解による廃プラスチック類、金属くず(有価物)、ガラスくず等への分別	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) -	

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
	-	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	
	-	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和 5年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	有機性汚泥	0.000 t	537.550 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまで実施した取組) 脱水機による含水率の低減		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	有機性汚泥	0.000 t	600.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 脱水機による含水率の低減		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
	-	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	
	-	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
		①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	有機性汚泥	82.700	82.700	0.000	0.000	82.700
	無機性汚泥	1,312.755	4,072.575	0.000	4.670	4,077.245
	廃油	19.148	14.528	0.000	4.620	19.148
	廃酸	1.289	1.289	0.000	0.000	1.289
	廃アルカリ	4.611	4.611	0.000	0.000	4.611
	廃プラスチック類	240.643	240.643	0.000	0.000	240.643
	木くず	215.690	215.690	0.000	0.000	215.690
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.540	4.540	0.000	0.000	4.540
	水銀使用製品産業廃棄物	0.501	0.501	0.000	0.000	0.501
	（これまでに実施した取組） ・脱水機導入による有機汚泥の排出量削減 ・分別の徹底					

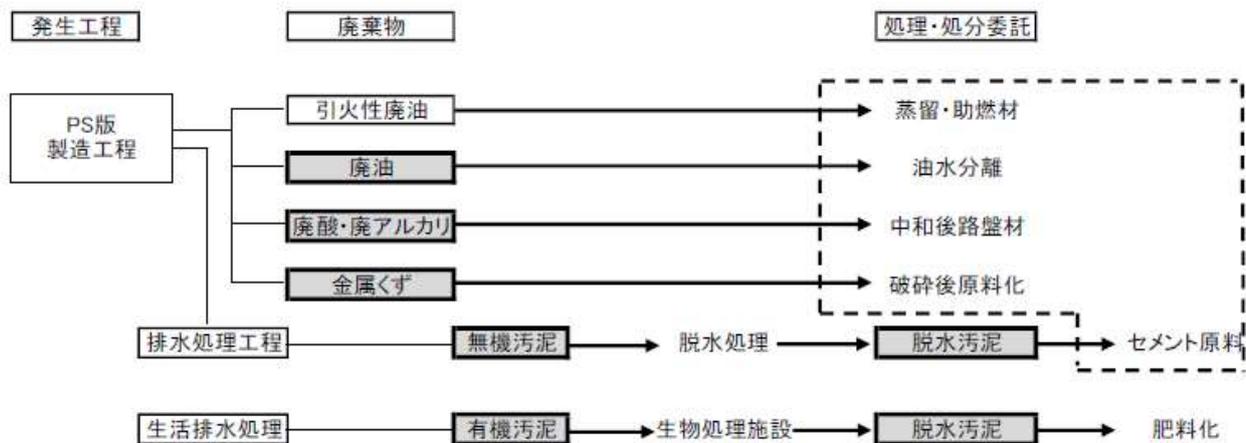
		【目標】				
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)	
有機性汚泥	96.000	96.000	0.000	0.000	96.000	
無機性汚泥	1,200.000	4,195.000	0.000	5.000	4,200.000	
廃油	25.000	20.000	0.000	5.000	25.000	
廃酸	20.000	20.000	0.000	0.000	20.000	
廃アルカリ	20.000	20.000	0.000	0.000	20.000	
廃プラスチック類	300.000	300.000	0.000	0.000	300.000	
木くず	300.000	300.000	0.000	0.000	300.000	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.000	5.000	0.000	0.000	5.000	
水銀使用製品産業廃棄物	1.000	1.000	0.000	0.000	1.000	
(今後実施する予定の取組) ・再生利用業者探索による有価物化検討 ・向き汚泥乾燥化による有機物化の継続						
②計画						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

→ 廃棄物の流れ  
 - - - 委託処理部分の範囲



産業廃棄物

廃棄物処理フロー図

統括責任者	吉田南事業場長	
廃棄物担当者	材料生産本部 事業場運営グループ 環境安全グループ吉長	
役割	工場運営会議	○廃棄物処理事項に関する最終承認 議長:吉田南事業場長 委員:各部統括部長
	工場環境管理委員会 (IMS推進委員会)	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を審議決定する。 委員長:吉H長 委員:各部門IMS委員 事務局:環境安全グループ吉長
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する業務を統括管理
	廃棄物担当者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関連する事項

廃棄物管理組織

